

転出される方へ

宗像市から他の市区町村へ転出される方は、**新しい住所に住み始めてから14日以内**に、新住所地で転入手続きをしてください。
 (正当な理由がなく、14日以内に転入届をしないと、住民基本台帳法第53条第2項の規定により、50,000円以下の過料に処せられることがあります。)

●転入手続きに必要なもの

1. 転出証明書 2. 印鑑 3. マイナンバーカード(お持ちの方のみ) 4. 本人確認書類
 5. 代理人届出の場合は、委任状と届出人の印鑑

●主な手続き

制度・手続	担当窓口	必要な手続き	確認欄	宗像市での手続き	転入先での手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	①			手続きの必要はありません。 ※マイナンバーカード交付申請をしている場合、お問い合わせください。	新しい住所の記載があります。また規定期限内に転入届と継続利用手続きを完了されると、そのままお使いいただけます。手続きについては転入先の役所にお尋ねください。
署名用の電子証明書 公的個人認証サービス	①			転出(予定)日をもって廃止されます。	規定期限内に転入届と継続利用手続きを完了されると、そのままお使いいただけます。手続きについては転入先の役所にお尋ねください。(マイナンバーカードのみ)
印鑑登録	②			転出(予定)日をもって廃止されます。「印鑑登録証」または「市民カード」【No. 】を返還・処分してください。	転入先の役所にお尋ねください。
公立小・中学校	②			「転出届のコピー」を在学中の学校に提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください。	転入届後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、新しい学校で転校手続きをしてください。
国民年金	⑤			手続きの必要はありません。 ※国外転出をされる方で任意加入希望者は申し出てください。	「年金手帳」を提示してください。
国民健康保険	⑥			「被保険者証」を返還、または修正のため提出してください。	加入届をして、新たに「被保険者証」を受け取ってください。
後期高齢者医療	⑥			【県内へ転出】 「被保険者証」を修正のため提出してください。	転入先の「被保険者証」の交付を受けてください。 宗像市の「被保険者証」は、転入先の「被保険者証」の交付を受けた後に返還してください。
				【県外へ転出】 「被保険者証」を返還、または修正のため提出してください。「負担区分等証明書」などを申請し、受領してください。	「負担区分等証明書」などを提出して、転入先の「被保険者証」の交付を受けてください。 宗像市の「被保険者証」は、転入先の「被保険者証」の交付を受けた後に返還してください。
重度障害者医療	⑳			「医療証」を返還してください。	「健康保険証(国民健康保険の方は不要)」などを添えて申請してください。 ※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
子ども医療	⑳			「医療証」を返還してください。	「健康保険証(国民健康保険の方は不要)」などを添えて申請してください。 ※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
介護保険	⑯ ⑰			介護保険証を北館⑰番窓口で返還し、保険料の精算をしてください。 現在「要介護認定」を受けている方(認定申請中の方を含む)は、北館⑯番窓口で「受給資格証明書」を受け取ってください。転出先が「介護保険施設」の方は、引き続き宗像市の被保険者となりますので、必要な手続きをお尋ねください。	加入届をして、新たに「保険証」を受け取ってください。現在「要介護認定」を受けている方(認定申請中の方を含む)は、「受給資格証明書」を添えて認定申請をしてください。
児童手当	⑳			西館1階㉑番窓口で「受給事由消滅届」を提出してください。転出(予定)月分まで宗像市がお支払いします。	「健康保険証(国民健康保険の方は不要)」「所得証明書」などを添えて申請してください。

(裏面も確認をお願いします)

制度・手続	担当窓口	必要な手続	確認欄	宗像市での手続	転入先での手続
ひとり親家庭等医療	⑳			西館1階㉑番窓口で「資格喪失届」を提出し、「医療証」を返還してください。	「健康保険証(国民健康保険の方は不要)」などを添えて申請してください。※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
児童扶養手当	⑳			西館㉑番窓口で転出の手続きをしてください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
特別児童扶養手当	⑳			手続きの必要はありません。	「手当証書」を添えて、転入の手続きをしてください。
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療(精神通院)受給者証 ・予防接種	⑱			手続きの必要はありません。転出後、宗像市の予防接種の予診票は使用できません。	手帳・受給者証を持参して住所変更してください。予防接種については、転入先の役所にお尋ねください。
母子健康手帳別冊(妊婦健康診査補助券)	㉑			手続きの必要はありません。(転出後「母子健康手帳」はそのままお使いください。妊婦健康診査補助券は使用できません。)	「母子健康手帳」と「宗像市発行補助券」を持参し、再発行の申請をしてください。
軽自動車	㉑			○普通自動車・大型バイク(250CCを超えるもの) → 陸運支局へ ○軽自動車・バイク(125CC以上250CC未満) → 軽自動車協会へ ○原付バイク(125CC未満のもの) → 市区町村役場へ	
市税の課税について(国外転出される方へ)	⑩			国外転出の方で、市税が課税されている方、又は前年中に収入のある方は、必要な手続きについてお尋ねください。	
市税の納付	⑫			市税の滞納がある方は、納付についてお問い合わせください。	
上・下水道		上下水道料金センター		上・下水道料金の精算をください ・宗像地区事務組合(宗像市多禮298番地) 上下水道センター Tel 0940-62-0026	転入先の役所にお尋ねください。
犬の登録	2西階館			宗像市での手続きはありませんが、転入先の役所に「犬の鑑札」を添えて、「犬の登録事項変更届出書」を必ず提出してください。	
市営住宅	2階建築課			建築課住宅係窓口で市営住宅の「異動届」を提出してください。(Tel36-5203)	

※詳細については各担当窓口で確認してください。

担当窓口：本館②番 市民課市民係	【Tel】 36-1126
本館⑤番 市民課国民年金係	【Tel】 36-1128
本館⑥番 国保医療課国民健康保険係	【Tel】 36-1363
本館⑥番 国保医療課後期高齢者医療係	【Tel】 36-1348
本館⑧番 税務課固定資産税係	【Tel】 36-5270
本館⑩番 税務課市民税係	【Tel】 36-7350
本館⑫番 収納課	【Tel】 36-5392
北館⑯番 介護保険課介護認定係	【Tel】 36-5186
北館⑰番 介護保険課介護保険係	【Tel】 36-4877
北館⑱番 福祉課障害者福祉係	【Tel】 36-3135
西館㉑番 子ども家庭課子ども家庭係	【Tel】 36-1151
西館㉑番 子ども家庭課子ども保健係	【Tel】 36-1365
西館2階 環境課	【Tel】 36-1421

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号 宗像市役所
TEL 0940(36)1121
FAX 0940(37)1242

(表面も確認お願いします)